

## 当組合の保険募集指針

富山県信用組合

当組合は、損害保険募集(以下保険募集という)にあたっては、保険業法・保険業法施行規則、その他法令を遵守するとともに、次の事項にもとづき適切な保険募集を行います。

**なお、当組合が行う保険募集は、お客様と当組合との他のお取引に影響を与えることはありません。**

### 1. 募集する保険商品および引受保険会社

お客様に対して当組合が募集を行う損害保険契約(以下保険契約という)の引受保険会社および保険商品につきましては、本支店窓口の商品パンフレットでご確認いただけます。

保険契約はお客様と保険会社との取引になりますので、保険契約の引受や保険金等のお支払いは引受保険会社が行います。

なお、引受保険会社が経営破たんした場合等の保険契約に係るリスクについてお客様に適切な説明を行います。

(参考事項参照)

### 2. 募集する保険商品に関する適切な情報提供

当組合は、取扱い保険商品の中からお客様が自主的に商品をお選びいただけるように情報を提供いたします。

### 3. 当組合の募集代理店としての販売責任について

当組合では、お客様への保険募集に際し各種法令や事務ガイドライン等の遵守に努めておりますが、万一、保険業法や金融商品販売法等に基づく説明義務違反等によりお客様に損害が生じた場合には、保険代理店としての販売責任を負います。

### 4. お客様からのお問い合わせ(苦情・相談)窓口

当組合では、保険契約に関するお客様の苦情・ご相談その他ご不明の点は、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ窓口】

富山県信用組合 経営管理部

電話番号 : 0763 - 33 - 3351

受付時間 : 当組合営業日の午前9時～午後5時

なお、当組合ではお客様に対する保険募集時の説明や苦情・相談に係る記録など(お客様からご提出いただいた書類等を含みます)を保険期間満了時まで保存致します。

また、ご相談内容につきましては、当該保険契約の引受保険会社に連絡のうえ、対応させていただく場合がありますのであらかじめご了承ください。

以上

< 保険募集指針 参考事項 >

保険契約に係るリスクについて

( 1 ) 保険商品は預金等ではありません(預金保険制度の対象外です)。

また、解約返戻金や保険金が払込保険料の合計額を下回る場合があります。

( 2 ) 保険契約を引受け、保険金等をお支払いするのは保険会社となります。

( 3 ) 引受保険会社の業務もしくは財産の状況の変化によっては、ご契約時の保

険金額等が減額される場合があります(詳細につきましては、お申込みの

際にお渡しする「重要事項説明書」「ご契約のしおり」等をご参照ください)。